

明治期日本の国家類型と国家形態 ～『日本の科学者』2018年12月号・井本論文に寄せて～

JSA 静岡支部（静岡大学名誉教授・日本経済史）山本義彦

はじめに—井本三夫氏の認識は何であるか

井本三夫「『維新絶対主義論』の誤り、「維新」の誤り」を中心に読むと、

井本氏は

(1)コミンテルン 32 テーゼの日本国家を「絶対主義天皇制」によって支配されたとしてきたことが問題だという。私の目からは 1928 年までコミンテルンで大いに活動していたブハーリンが世界の資本主義を生き生きと論じていたりわりには、確かにそれが生きていないきらいがあるだろう。そのことはスターリンのブハーリン弾圧とかかわっていると私はこれまで認識してきた。この点こそが重大だが、井本氏は見落とされているというほかない。ブハーリンはレーニン帝国主義論を超えて、一層深化した状況を踏まえて世界帝国主義の動向を活写した議論を提供していたからである。

(2)しかし 32 テーゼは資本主義発展を高く評価した 27 テーゼと異なっている。その原因は、スターリンが乱暴なまでにそれまでのブハーリンなどのコミンテルン認識を覆したことにあることは明らかである。野呂栄太郎もその誤りから自由ではなかったと私は考える。重要なことは、野呂が「日本資本主義発達史」を叙述した時期が 1926～27 年のまさに 27 年コミンテルンテーゼの登場前であったことは彼の記述したとおりである。しかもある意味で誇らしげに自らのこの論稿の達成が、27 テーゼの前に既にこのテーゼの内容を先取りできていたということであると述べている²⁾。その時の日本資本主義イメージは上向的発展を色濃くした日本資本主義というものであり、決して封建的特徴づけを明示していたわけではない。しかしその後の「日

本資本主義発達」の歴史的諸条件」になると、資本主義の前進的側面照射の前稿に比して、前近代的封建的要素の強調が見られ、これは明らかに 32 テーゼ直前の 31 年「日本共産党綱領草案」への批判的側面を含み、それ自体 32 テーゼに連なる。

(3)スターリンの認識は、満州事変に触発された政治的プロパガンダで、決して科学性はないということとは 1990 年代以降の資料発掘で明らかだと井本氏は述べるが、ある意味でそれは大方が首肯する認識であろう。

(4)井本氏の議論は、それに長州閥の明治維新国家創出の「誤り」が加わるというのが基本的論点で、その結論として日本の近代国家を「19 世紀版『対抗集権』」と定義することを提案する。

しかし私には、井本氏の議論の問題点はほぼ以下の通りであると思われた。

(1)講座派の絶対主義の定義そのもののあやふやさが問題だと認定する。

(2)さらに国家類型と国家形態の区別と相関に関する理解不足があるという。実は井本氏がこの立場を懐疑的にとらえられていると思われるが。

(3)しかし、今回の論稿で井本氏が主張している「19 世紀版『対抗集権』」の定義づけのあいまいさは否みがたい

報告者としては、以下のように論点を提示しておく。

1. 講座派が、なぜ絶対主義と明治国家が類似のものと認識したか

① 実は、明治国家といっても、初期の国家体制と自由民権運動を経過しつつ形成されてゆく

国家体制とは相当に開きがある点。すなわち初期国家はまさに薩摩藩下級武士団を中核とした軍事独裁国家にふさわしい。そもそも明治国家は成立当初、国民的になんらの同意を経て成立していないし（市民革命）、その後も国民に同調を要請するシステムはとうとう1889年大日本帝国憲法制定までもっていなかったのである。むしろ明治も10年代になると府県議会や町村議会が組織されるが、これとても国家体制全般の民意調達システムとして形成されたとは到底いえない。しかも報告者から見ると、その「近代化」の方向性は「万邦対峙」に如何に抗して、不平等条約撤廃に注力するかの観点から、殖産興業政策にうって出ている。大江志乃夫は次のように述べている。

「明文化されなかったが、明治維新以来、政権担当者のみならず国民のかなり広範な部分にまで浸透していた、暗黙の国民的合意ともいべき国家目標が存在した。それは当時の表現でいう「富国強兵・万邦対峙」であり、その前提としての「文明の域」への到達であった。「文明の域」とは欧米流の近代国家を意味し、それは制度的には欧米式の「立憲」国家であり、「立憲」制下で国家の経済的基盤を確立し、強大な軍事力を建設し、不平等条約を改正して欧米列強と対等の位置にたつ、という路線の実現が暗黙の国家目標とされ、明治政府はこの国家目標を国民統合の結節点にすえた³⁾。この認識には大方の同意が得られるであろう。

② これは大久保利通、大隈重信に共有された認識であることは当時の資料に明確である。それも西欧模倣型の初期殖産興業とより国内状況依拠型の後期殖産興業とは開きがある。封建制的身分秩序を破壊するために行われた四民平等の宣言と地租改正は決定的な意味を持つものであったが、それも絶対主義の道として一面化した評価に陥ったことも事実。この重大な私的所有を明確化した土地所有、フランス市民法に基

づく民法典、フランス市民軍に模した徴募軍隊型の国民皆兵制（山県有朋らの士族軍隊型とは反対）など近代革命への諸改革が、大久保ら政府重要幹部が1871年から71年夏までの米欧回覧の大旅行中の「留守政府」の時期に実行されたことも忘れるべきではないだろう。その立役者が西郷、江藤、大隈、板垣らであった。地租改正の範型は江藤、大隈の佐賀藩改革の経験が生きたのである。しかも留守政府の時期には大きな改革を行なわないという約束があったにもかかわらず。

③ 大日本帝国憲法が1848年3月挫折ブルジョア革命以降のプロイセン憲法に学んで採用された事実から、日本の社会主義者、わけても共産主義者たちが、エンゲルスやマルクスが「似非立憲主義」と評価していたことを無批判に持ち込んだ事実がある。「似非」である以上、「立憲主義の外皮」にしか評価しないということである。報告者は「似非」と定義したために、立憲主義の歴史性が見えなくなったのではないかと思う。というのは立憲主義の歴史は遅くとも1215年のイギリスのマグナカルタでの王権に対しての貴族層による拘束が始まりとすれば（実はローマ帝政時代にもさかのぼる大きな問題だが⁴⁾、その拘束を徐々に高めてゆく過程が歴史であり、確かにフランス革命のような王権を排除する劇的な変革による立憲主義の巨大な展開の道に対して、1848年のマルクス・エンゲルス風には挫折革命による憲法制定を、変革者の目から見れば、ブルジョア勢力が変革を徹底できず、絶対主義にひれ伏したとみる、あるいは中途半端という面から「似非」と政治的評価することもできようが、国家と市民の、あるいは人民の闘争関係での制限から生じた不徹底性でもあろう。同様に、日本の明治国家にあっては、大日本帝国憲法を制定するが、確かに君主たる天皇は政治、軍事、外交大権を一手に掌握した統治形態を持っていたことは明らかである。

その限りではあたかも絶対主義的君主と評することはあながち誤ってはいない。おまけに「欽定」という形式さえもそのように低い評価を生み出したであろう。問題はその機能と役割の現実であろう。しかし同時にプロシア憲法を範としたこともあり、天皇の統治権は、憲法の条章の定める枠内で行うとされていた点（「**第4条**天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」、**「第5条**天皇ハ帝国議会ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ」）で、十分ではないが「立憲主義」をとっていたことも事実である。むしろこの憲法の未熟性は、その国の将来的国家像を提示すべき前文を持たないことであろう⁵⁾。この点、戦後の日本国憲法は戦争の痛恨の体験を基礎に軍事国家を拒否し、平和主義、基本的人権、国民主権を基礎に、国際社会に名誉ある地位を占めようという目標を提示しているのである。ただし軍事大権はその成立からして、憲法よりはるか以前、1877年の西南戦争後の竹橋事件にまでさかのぼる陸軍参謀総長・海軍軍令部総長が直接に軍を掌握し、天皇に直隷するものとされた独自性を持つ⁶⁾。だから軍事権力を除く立憲主義というふうに言えるだろう。それゆえ天皇は昭和期にあっても陸海軍大臣と両総長の就任に当たってその都度、「立憲主義」「憲法順守」を要請する。これは確かに昭和期では形骸化しているとはいえ天皇は立憲主義を意識せざるを得なかったことも自明であろう。むしろ、天皇の立憲主義の強調のもう一つの背景に、皇太子時代の訪英体験があるというのは、その証言にも知られるとあってよいだろう。だから報告者はこれを「ひ弱な立憲主義」と定義した⁷⁾。「似非」立憲主義論では、明治期田中正造らの立憲主義の立場からの天皇直訴とその内容、あるいは自由民権運動にも影響を受けた岡田良一郎とその子息（次男）帝国大学教授（のち枢密顧問官、枢密院議長）の一木喜徳郎らの立憲主義的憲法学説⁸⁾、それを引き継いだ美濃部達吉

の議論⁹⁾、大正期に入ってから護憲運動、吉野作造らのデモクラシー追求の運動の意義が見えなくなるはずである¹⁰⁾。

④「絶対主義」を定義する上で、論者たちは、多かれ少なかれ西欧の封建諸侯を取りまとめた後期封建国家の常備軍と官僚制に守られた最大君主により推進された初期資本主義的経済利益と他方で封建的土地所有（領有）による収益とのバランスの中核に王の権力が存在したとするマルクス・エンゲルスを起源とするカール・カウツキーの主張¹¹⁾を下敷きにして判断できる。ここにマルクスの指摘を上げておこう「メッテルニヒ侯の政府は、二つの軸を中心として回転していた。その第一はオーストリアの支配に服しているさまざまな民族のおののきを、同様の状態にある他のすべての民族によって牽制することであり、第二は、そしてこれはつねに絶対君主制国の根本原理 Grundprinzip *absoluter Monarchien*となってきたものであるが、封建的地主 *feudalen Grundherren*と大証券資本家 *Bösenfürsten*との二つの階級の支持にたよると同時に、政府が十分な行動の独立制を保つことのできるよう、この両階級の勢力や権力 *die Einfluß und die Macht*をたがいに均衡させておく *ausspielen*ことであった。」（マルクス「ドイツにおける革命と反革命」¹²⁾。これも特にブルボン王朝の事例に従っていたが、その場合、1589年から1792年まで及ぶ、あまりにも長期にわたるブルボン王朝を封建階級（といっても後期には零落貴族の爵位を前期的ブルジョアが買爵し、それゆえに高等法院官僚となった事例が多くあるが）と初期資本主義階級の利害対立の均衡の上に立っていたとなると、疑問が生じる¹³⁾。

⑤ たしかに講座派はコミンテルンテーゼに引き寄せた解釈論に終始したことは事実であるが、それにはそれ相応の現実的「根拠」があった。大正デモクラシーの支配秩序にとって危機下

での、ソ連承認との引換えで採用した治安維持法制などの反動化と対中侵略の実態が、彼らに軍部主導の絶対主義的国家と酷似したと意識させたのであろう。これらの非民主性の基盤に、当時の地主小作関係を置いたことと、この関係こそが、満州事変に行き着く軍主導の在り方が天皇制絶対主義の制度的社会的基盤だと認識した。これは長く講座派の伝統となったことは疑いがない。ここからくる変革の論理としてブルジョア民主主義の変革を通じて社会主義へという方向性であった。つまり二段階革命論を設定したことである。まさにこの二段階論はその後の講座派と労農派の対立の枢要点であった。しかし労農派の創始者とみられてきた猪俣津南雄は、確かに地主制を封建遺制であるとした点では講座派と同様に地主制そのものを封建制と認識していたことは疑いがないと思われる一方、この「封建制」は「封建遺制」に転換しているとの認識をもって、明治維新によって市民革命の基本は実現しているという前提で、社会主義変革を主張した。これに対して野呂をはじめその後の講座派の総帥とされる山田盛太郎らは、地主制が頑強に天皇制の「堡壘」となっていると認識し、かつ封建制であると判断したのである。それゆえに山田の場合は『日本資本主義分析』で、二段階論は鮮明ではないが、講座派は基調として二段階論の重要性を主張し続けてきた。山田のあまりに有名な軍事的半封建的資本主義とは地主制は実態として封建制であるが、資本主義に包含されていることの表現であった。そして、その理論的歴史的根拠にレーニンの認識の変遷を持ち込んだのである。レーニン、例の1905年第一次ロシア革命期まではナロードニキ批判の立場を堅持し¹⁴⁾、現実の過程での巨大土地所有を背景とした貴族支配が頑強であることから、農奴解放が事実上行われてこなかったことを踏まえ、やはり市民革命の中核に当たるブルジョア民主主義の実現なしには社会主義

変革が困難であると認識して、ロシア社会民主党の農業綱領を改定し、さらに二段階変革論を明確にした論文を発表し、1917年第二次革命の理論的基礎とした¹⁵⁾。

⑥ 現に野呂栄太郎は名著『日本資本主義発達史』(1927～30年)を著した際、明言しているが、本書が執筆された時期の日本資本主義史としては、結果としてコミンテルン27テーゼに合致していたと自己評価したのである。しかも1928年、済南事変への軍出動をとらえて、かつ昭和金融恐慌の過程をも見据えながら、野呂は11月号の『財政金融時報』で、「金解禁と円本位制の確立」の中で、来るべき日本の国際的役割は帝国主義的侵略と金本位制からの将来的離脱、「円本位制」＝円ブロックを展望し、ブルジョア国家との対決の必要性であると見事に訴えていたのである¹⁶⁾。ところが1927年テーゼでは日本資本主義の「上向的發展」の評価を前提にしていることに懐疑的とならざるを得ない状況が昭和恐慌であったし、それゆえコミンテルン31年テーゼ日本共産党綱領草案での帝国主義的資本主義的發展の高い評価の立場には、同意しがたいという疑念を表明するに至った野呂栄太郎は、32年テーゼに親近感を持つようになる。それは客観的状況としての日本の国際孤立と軍部の横暴的に見える満州侵略の本格化、「満州国」の成立があったといえるだろう。しかし彼の論理は研究初期以来、日本の自由と民主主義の欠如が明治期国家における旧武家階級の統治に因ることから(これ自体は今や常識であるが、当時の論者の中では先駆的であった)、旧態依然の慣習的封建的意識と支配の手法を踏襲し、これが自由民権運動圧殺の要因であると喝破し続けていた。この点、示唆に富むのはR. P. ドーアの日本の近代化が急速であったがゆえに、封建制的価値観を長く引きずったとする主張である¹⁷⁾。野呂は、昭和初頭の支配権力を旧態依然たる封建的前近代的装いを持った支配組織の

形骸、「もぬけの殻」と化した統治秩序に大資本家的統治が成り代わったとみた。これは市川正一の日本金融資本分析にも生かされていた¹⁸⁾。

2. 国家類型と国家形態の区別と関連に関する理解不足

⑦ 戦後、日本の戦前国家の非民主性と自由の欠落はおおむね容認された学問上の共通理解であった。しかしその政治的説明を行う上で、マルクス主義の「土台と上層建築の関係性」(マルクス「プロット宛の手紙」)からの説明を行うために、戦前の絶対主義論を踏襲する傾向と、国家支配の階級的な本質と国家形態の相互関係の区別を前提とする認識との対立があった。かりに現実から迫って「均衡」の一つの階級たるべき土地所有貴族にかえて巨大地主制を探るとしても、それは米単作地帯に限定され、他の地域の多くは静岡県のように3町歩地主(手作り地主)が精一杯であった。彼らの支配体制を山田盛太郎¹⁹⁾が西欧あるいはロシアをモデルとしての経済外的強制力を伴う封建制そのものとしての地主制支配で説明しようとした点(軍事的半封建的資本主義、天皇制)は大いに問題であった。この提議についても筆者は既に「日本資本主義論争に関する若干の覚書」において疑問を呈している(「ここで経済外的強制論に関して、仮説的な論点を述べておきたい。周知のようにマルクス『資本論』では、経済外的=政治的に人々が土地に緊縛されることによって、中世封建制的土地領有関係が形成されるとしたわけであるが、この場合、考慮されてしかるべきは、西欧世界では畑作を中心として農耕生活が展開されていたために、当然ながら、三圃制に示されるように、春蒔き畑、秋蒔き畑、休耕畑と土地は三分解し、しかもこの土地は固定的ではあり得ない。つまり人々と土地との関係はよりタイトではないのである。ところが日本の水田耕作の場合、人々の土地への固着程度は極めて高いであろう。従って、日本の場合の土地への緊縛と西欧とは相当に

異なるから、封建制的土地領有と身分関係のあり方には大きな相異をもたらし、マルクスのイメージしたfür sichとしての緊縛論、経済外的強制観は西欧を前提としての認識であり、日本の場合は、身分制は前提ながらも自然発生的な、an sichとしての緊縛があったこと、しかもこの土地と人々の関係構造は近代化以降のプロセスでも相当に相異性を持つ社会構造を創出したことへの関心を払うことが必要であろう。さらに封建地代の貨幣納か現物納か、もある。」²⁰⁾。しかしこれも明治国家の地租改正での封建的土地領有制の解体によって説明困難であるばかりか、現実の過程を見ても地主制が独自要求を出すような帝国議会の時期はほとんどなかったし、それ以上に報告者も具体的に見てきたように、地主と資本主義とは相補的であり、それも明治30年代の民法典の改定以来、税法上も地主資金の資本転化の優遇措置を通じて²¹⁾、一層協調関係が増進したのは事実である。報告者の指導教員であった故山崎隆三の名著が²²⁾出版されて以来、今日に至るまで定説となっているのは、地主制が何ら封建遺制でもなく、かといって資本主義の所産ではない、時代を超える生産形態の一つであり、小農民経営を広範な基盤として、歴史的存在であることが示されてきた。そのキー概念が「萌芽の利潤の形成」であった。ここにいう小農民経営の歴史について付言すると、幕藩体制下の農民たちは、土地売買の自由を持たない、土地の占有、利用権を与えられ、その農地に固着して、小農民経営を行っていた。その前提で年貢の徴収を村請制で受け、残余の自己処分は可能であり、その結果、生産力向上にいそしみ、収量の増加を確保して、生活必要部分を除く残余の処分=市場販売を可能としていたのである。特に畿内摂津、河内、和泉の農民たちは大販売市場=「天下の台所」大坂に向けて綿作、菜種油などを供給するような市場向けの農民的経営の道を取ったのである。日清戦争前までの初期議会は地主議会とも呼ばれ圧倒

的に地主の勢力が支配していたとはいえ、彼らの主要な要求は近代国家としては当然の租税共議権に基づく増税反対要求であって、帝国日本の在り方といった基本構想にあったわけではない。ゆえに井本氏が指摘する通り、戦前国家を支えたはずの地主制が封建制を代表するものではないことから、経済論（封建的土地所有）として説明されがちであった絶対主義論は、成り立たないことが自明であろう。ちなみにこの点、自由民権思想は、五日市憲法のような場合を除けば、西欧型帝国主義をモデルに、一いわば国内的には自由主義、対外的には帝国主義という視点を含みつつ、一その実現のためには富強国家化すること、近隣諸国蔑視を所与の前提としていることが基調であったことは忘れるべきではない。ちなみにマルクスは「国家形態」Staatsform（「ルイ・ボナパルトのブリュメール18日」（1851年－1852年執筆）. MEW, 4 Auflage, Dietz Vlg. Berlin, 1973 S.177）を多用しているばかりか「<ブルジョア君主制>＝王の名によるブルジョア支配（七月王政）－<ブルジョア共和制>＝人民の名によるブルジョア支配（1848年制憲議会から49年5月）、一階級の他に対する無制限専政－立憲共和制又は議会的共和制>＝ブルジョア二大勢力の統一（秩序派）による支配（49年5月立法国民議会から51年12月の解散まで）、つまりここではじめてブルジョアジーが被抑圧階級と直接対峙のパターンが完成、”他のあらゆる社会階級も、ブルジョアジー自身の個々の分派の要求も、ブルジョアジーの一般的な階級利害に従属させられる、唯一の国家形態”→<ボナパルトの独裁>＝一階級専制から一個人専制へ、ブルジョア利害の貫徹。つまり、ブルジョアジーによる国家支配にはさまざまな形態があること、また、その支配の諸形態を国家形態 Staatsformとよぶ。つぎに、普通選挙制の採用がブルジョアジーの全国民に対する精神的支配を漸次喪失せしめる。ブルジョ

アジーは自己の支配の正当性を要求する過程では選挙権の拡大をすすめるが、ひとたびその対抗勢力（プロレタリアート）が支配を脅かすに至るや、普通選挙制の廃止をも辞さず、さきの国家形態の諸パターンもそれとのかかわりにおいて登場してくるという事実である。さらに、ブルジョア国家の官僚・軍事組織はどのようにして構築されてきたか、ということである。」²³⁾ さらに、「国家は階級支配を貫徹するための、さまざまな支配諸形態をもつ。国家の階級支配については、ブルジョアジーの支配 Herrschaft der Bourgeoisie, Bourgeois Herrschaft, 階級支配 Klassen Herrschaft（文献(1)〔フランスにおける階級闘争〕）、政治的支配権 politische Machtstellung（文献(6)〔ドイツにおける革命と反革命〕）、政治的支配 politische Herrschaft（文献(7)〔ルイ・ボナパルトのブリュメール18日〕）と表現される。他方、支配の諸形態については、ブルジョア支配の共和制的形態 republikanische Form der Bourgeois Herrschaft, 階級支配の形態（文献(1)）、国家形態 Staatsform（文献(5)〔「評論, 1850年5－10月」MEW Bd.7, S434〕）、またヘーゲル『法哲学』からの引用の中で統治形態 Regierungsform, さらにその後ではマルクス自身の用語として、この「統治形態」（文献(6)）が使用される。/ここで特徴的なのは、近年一部で用いられている国家類型、国家形態カテゴリーに関して、<国家類型>にはほぼ対応するものとしては、<××階級の支配>、もしくは<政治的支配>というように、どの階級による支配かを、明確にする表現がとられている」²⁴⁾。

⑧ そこで編み出されたのが、政治支配体制は「絶対主義」であるが、経済的には「資本主義」であることから、井本氏も説明するように、平野義太郎氏の議論²⁵⁾を援用して、経済と政治の分離によって説明しようとする動きであった。これを支えたのはマルクス主義法学²⁶⁾の「国

家類型」と「国家形態」の論理であった。故中村政則氏は、1960年代末に執筆した近代地主制史の大部の一論²⁷⁾で、日本の地主制が著しく資本主義への傾斜を示す事実を説明したものの、伝統的な封建制の産物とみるアンビバレントな説明を行っていた。エンゲルスも国家類型と国家形態に類した認識を示したことがあった²⁸⁾。1974年の学生社の山崎隆三司会の日本史シンポジウムの地主制論²⁹⁾でも、実は中村氏はこのアンビバレント、しかし実質は高橋亀吉氏の評価³⁰⁾に近接した論を述べてはいたが、山崎氏の以前からの資本主義化と政治の専制とは相補的でさえあるという説明には難色を示していた。報告者はこれを、中村氏はもう少しで政治と経済の分離と統一による説明に近づくとみていた。その後、1975年の大系日本国家史近代 I³¹⁾で、ソ連の先の成果に依拠した説明に変化したのである。このシリーズ II の「大正期」を語る論考³²⁾では、直前の守屋典郎氏により労農派への傾斜と手厳しく『歴史評論』で書評³³⁾されたのを受け先祖がえりをしている。みられるように中村氏は事実分析では高橋亀吉流の地主のブルジョア化を評価しながらも、政治論的には講座派的に終始したと報告者はみている。報告者は生前の山崎氏から直接説明を具体的に受ける機会はずなかつたが、資本主義国家といっても種々の統治形態があるはずだという立場から言えば、自由と民主制の時代もあれば強権的独裁やファシズムの時代もあるだろうという説明には十分に納得させられた。報告者にとっては、戦時下資本主義であるが、それ自体が政治形態、統治形態としてのブルジョア民主主義からの大きな逸脱と軍事的独裁の時代といえよう。それは先行するナポレオン・ボナパルトや1960年代の朴政権時代の韓国、スハルト軍事独裁下のインドネシア、ピノチェト軍事独裁下のチリも目覚ましい資本主義の道をたどるが、これらはいずれも政治的には十分に軍事独裁であった。また現

存の中国の共産党独裁の名の下の軍事的専制に基づく資本主義発展もまた同様の指摘が可能である。近代日本国家もまた天皇をいただく資本主義であるが、時にそれは民主の側面、時にまた軍部主導の政治と変遷するのである。山崎氏は当初、政治的には絶対主義、政治的には資本主義とされていた。しかしこれでは西欧でも疑問のある西欧起源の絶対主義論との相違性が見えない。そこで報告者は「ひ弱ながらも立憲主義」の下での自由化の時期と軍事的専制的時代という風にとらえるのが現実的に思える。この視角は不可欠であろう³⁴⁾。

3. 「19世紀版『対抗集権』」の定義づけのあいまいさ

⑨ 井本氏の今回の提案は、以上のように西欧起源の絶対主義論による誤読を避けるとして

「19世紀版『対抗集権』」と定義された。この含意は西欧の押し寄せる支配力への「対抗」ということであろう。しかしこれでは常に後進諸国は『対抗集権』の構図を組むことが重要となるであろう。しかも「19世紀版」と時期設定をされるので、では「19世紀版」の「対抗集権」というべき、あるいは類型化されるべき事項は何であり、かつその事項の内容は何であるかという具体的説明が一般化できるのかどうかという難問に突き当たらざるを得ないだろう。報告者の目には、無規定な規定にさえ見える。対抗といえ、近代変革に当たって、人民との支配権力の「対抗」の側面が日本では著しかったともいえるだろう。『米欧回覧実録』研究で著名な故田中彰氏は、これを「19世紀型専制国家」と評したこともある。この認識と井本氏の関係性は極めて酷似しつつも明快な説明がなされていない。あるいはご存知ではなかったかと思う。

⑩ 報告者は、これに対して自らも参加した藤田勇編著³⁵⁾に示された類型で説明しておくのが適当に思われる。むろん権威的秩序と規定して

も、状況説明にはなっても、特定の歴史段階の説明としてどのように定義するかという面が残されるだろう。したがって「専制国家」論として評価すれば、これは「古代専制国家論」から始まって近代の諸国に見られる「近代専制国家」と称することが可能であろう。それも一貫して明治期から昭和期までというわけではなく、時期区分を明確にすべきだろう。日本ではやはり鮮明になるのは昭和初期の大正デモクラシーの終焉後の1930年代末以降戦争終結までの期間を「軍部・官僚・政治家一体の専制の時代」と呼ぶことは可能かもしれない³⁶。1789年フランス革命後の1850年代から1870年代初めまでの大量の反対者を政治犯として獄に送り込んだうえでの選挙制を通じたナポレオン・ボナパルトの時代も専制国家であったことは疑いないであろう³⁷。あるいは1919年第一次大戦後のワイマール共和制憲法の時代から、その規定である国家緊急事態条文を活用した1930年代のナチズムの時代への暗転もまた専制国家論で説明可能であろう。

⑪ 井本氏の論考は紙幅の制約もあるが、こうした現実と現実認識の相克に関する省察が見えないのである。報告者は以下のように認識する。当時の社会科学認識ではマルクス主義であろうとなかろうとコミンテルンの規定とは別に、西欧絶対主義の評価を前提にするものよりほかのものが見られなかったというべきだろう。

⑫ また当時の歴史状況から、論者たちが苦闘したのは、いかにこの国に民主主義を求めるかの観点があっただろう。その際に、ヨーロッパ市民革命を聖化した、あるいはモデルとみて、その前提としての絶対王権との闘いを想定したとすれば、抽象レベルでの「絶対主義国家」論をとらえていたといえるかもしれない。例えば大塚久雄氏の近代市民革命認識はそれに類似するだろうし、現に大塚氏は戦前国家の絶対主義的構成と捉えていたので、戦後いち早く市民革命

の課題としての近代化の人的基礎の教育（近代的人間類型を強調し、何よりも戦後日本の近代的教育の必要を論じた³⁸）の改革の重要性を認識していたと思われる。

4. 最後に

⑬ 井本氏は、次に戦前天皇制国家が絶対主義ではないことの有力な傍証として、薩長による幕府方追討の動きについて議論し、本来、孝明天皇を中核とする体制が整備されていれば、16歳の幼少の明治天皇即位が起こり得なかったし、まさにこの幼少な天皇を担ぐことで支配体制が整備されてゆくとすれば、それを絶対君主制とは言えないはずだと述べる。これは短絡に過ぎる。そもそも支配体制が絶対主義を目指したとすれば、「幼少」の天皇をその地位に置くことも可能であるからである。

子細については報告者自身認識を深める知識を持ちえないので、これで断念するが、この議論は一面的であるそしりはまめかれないだろう。というのは全体の経過を見ても、明治初期国家は、どの方向性を持ちうるか支配者自身明確に成し得なかったはずのものである。すでに述べたような経過をもって登場してゆく明治国家は歴史学では当然、自由民権運動との対抗で、国家体制を整備してゆくのであって、決して最初から天皇の位置を明確にできていたわけではない。ただ支配の正当性を確保すべく伝統のある天皇を「玉」（権力掌握の自己正当化手段としての三条実美と木戸孝允らの共通認識）として確保し、次いで吉田松陰由来の朝鮮半島侵略をもってその権力の正統性の誇示を図ろうとしたのは事実であろう。したがって天皇を頂点とする体制はおおよそ西南戦争による旧士族の抵抗の粉碎を経て、自由民権運動に対する圧殺を経過する中で、おいおい形成されたというほかないのである。

⑭ 以上のことから、報告者は、井本氏とともに

に、歴史学の支配的意識にあったコミンテルンテーゼに従った絶対主義論の立場を「堅持」する必要があるとは到底思えない。とはいえ井本氏の仮説で論じつくされるということではあるまい。

なぜか、それは井本氏が、これまでの長年にわたる歴史学の苦闘に十分に熟知された論の展開をされたとは到底考えられないからであり、コミンテルンテーゼに拘束される必要は無いということと、当該期の日本の政治社会システムの評価をどのように定めるかは全く別のことでないだろうか。

※本稿は、2019年1月28日のJSA 静岡支部研究茶話会での報告をもとに加筆・修正したものである。

- 1) ブハーリン(野村武一訳)『世界経済と帝国主義』希望閣、1930年。
- 2) 野呂栄太郎「第1部 日本資本主義発達史」『初版・日本資本主義発達史』岩波文庫、1983年(大石嘉一郎解説と筆者による詳細注解)。
- 3) 大江志乃夫『東アジア史としての日清戦争』立風書房、1998年、161頁。
- 4) 佐藤幸治『立憲主義について 成立過程と現代』左右社、2015年。
- 5) 井上毅主導になる伊藤博文『憲法義解』。
- 6) 山中永之佑『日本近代国家の形成と官僚制』弘文堂、1974。
- 7) 拙稿『「15年戦争」と日本資本主義・詳論』『経済研究』23巻2号、2018年10月。
- 8) 学生による講義筆記と思われる一木喜徳郎『法学博士一木先生講義『論理的憲法 一名国法学』<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/789258>)
- 9) 美濃部達吉『憲法撮要』有斐閣、1923年。
- 10) 吉野作造「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」(『中央公論』1916年1月号)。
- 11) 『フランス革命時代における階級対立』岩波文庫、1954年。
- 12) MEW,4Auflage. Dietz Vlag. Berlin,1974,Bd. 8, S.29(拙稿「野呂栄太郎の天皇制国家論(三)」『法経研究』26巻3・4号、1978年3月、272頁)。
- 13) 中木康夫『フランス絶対王制の構造』未来社、1963年。
- 14) レーニン『ロシアにおける資本主義の発展』1899年。
- 15) レーニン『民主主義革命におけるロシア社会民主党の二つの戦術』1905年、レーニン『1905-1907年の第一次ロシア革命における社会民主党の農業綱領』1908年への転換。
- 16) 報告者の年来の主張：拙著『戦間期の日本資本主義と経済政策』柏書房、1989年、エフゲニー・ヴァルガ世界恐慌の展望『世界恐慌史』。
- 17) *British Factory—Japanese Factory: The Origins of*

National Diversity in Industrial Relations. By Ronald Dore. (Berkeley: University of California Press, 1973, 山之内靖訳『イギリスの工場、日本の工場』筑摩書房、1993を参照。

- 18) 野村順之助『日本金融資本発達史』共生閣、1931年。
- 19) 山田盛太郎『日本資本主義分析』岩波書店、1934年。
- 20) 拙稿『静岡大学経済研究』第3巻1号、1998年6月、12頁、注33。
- 21) 利谷信義「戦前の日本資本主義経済と法」岩波講座・現代法『現代法と経済』7、1966年所収。
- 22) 山崎隆三『地主制成立期の経済構造』青木書店、1960年。
- 23) 拙稿「野呂栄太郎の天皇制国家論(三)」『静岡大学法経研究』26巻3・4号、1978年3月、289～290頁。
- 24) 同上、297頁。
- 25) 平野義太郎『国家権力の構造』理論社、1954年
- 26) シリーズのソ連邦科学アカデミー国家・法研究所編『マルクス=レーニン主義国家・法の一般理論 基本的制度・概念』下、藤田勇監訳 日本評論社 1973収録の旧ソ連の法学者パシュカーニス。後にまとめられた作品であるが、E.E. Пашуканис, Избранные произведения по общей теории права и государства, Москва: "Наука", 1980。
- 27) 中村政則「近代日本地主制史序説」『一橋大学研究年報 経済学研究』12号、1968年。
- 28) これらのことは、拙著『近代日本資本主義史研究』ミネルヴァ書房、2002年の第1章「日本資本主義論争史」、第2章「野呂栄太郎論」で詳述している。
- 29) 山崎隆三編『シンポジウム日本歴史17 地主制』学生者、1974年。
- 30) 『明治大正農村経済の変遷』東洋経済出版部、1926年。
- 31) 「序説 近代天皇制国家論」『大系日本国家史4 近代I』東京大学出版会、1975年。
- 32) 中村政則・鈴木正幸「近代天皇制国家の確立」『大系日本国家史5 近代II』東京大学出版会、1976年。
- 33) 守屋典郎、『歴史評論』315号、1976年7月号。
- 34) 拙稿「「15年戦争」と日本資本主義・詳論—内大臣木戸幸一、侍従入江相政日記を参照して—」『静岡大学経済研究』23巻2号、2018年10月、102頁。
- 35) 藤田勇編著『権威的秩序国家』東京大学出版会、1987年。
- 36) 伊藤隆『昭和初期政治史研究』では「革新官僚」論で展開し、ファシズム論を否定。
- 37) マルクス『ナポレオン・ボナパルトのブリュメール18日』。
- 38) 大塚久雄『近代化の人間の基礎』白日書房、1948年(筑摩書房、1968年)。